一般社団法人日本地質学会　選挙細則

（目　的）

第１条　本細則は、「一般社団法人日本地質学会選挙規則」（以下「選挙規則」という）第３条に則り、代議員および役員選挙の実施手続きを定める。

（規則の変更）

第２条　この細則の変更は理事会の承認による。

（選挙管理委員会）

第３条　代議員および役員の選挙は、一般社団法人日本地質学会定款、選挙規則および本細則に則り、選挙管理委員会が行う。

２　選挙管理委員会は、選挙実施概要告示の２カ月以上前までに設置されなければならない。

３　選挙管理委員会は、別途定める一般社団法人日本地質学会選挙管理委員会規則に基づいて運営されるものとする。

（開票立会人および立ち会い）

第４条　執行理事会は、代議員および役員選挙においては、開票立会人２名を役員、代議員および被選挙人を除いた正会員の中から選出する。

２　開票立会人は、選挙管理委員会の行う開票作業に、必ず１名以上が立会わなければならない。開票立会人は当選者の決定を確認し、選挙管理委員会が作成する総会報告書に記名・捺印するものとする。

３　開票立会人は、開票作業を行ってはならない。開票および票の効力判定を注意深く見守り、疑義が生じたときはただちに選挙管理委員長に申し出る。

４　あらかじめ選挙管理委員会の許可を得た正会員は、開票に立ち会うことができるものとするが、開票作業を行ってはならない。疑義が生じたときはただちに開票立会人に申し出る。

（代議員選挙の告示）

第５条　選挙管理委員会は、選挙の実施概要を立候補受け付け開始の１か月以上前に、地質学会News 誌およびウェブサイトなど（以下「ニュース誌等」という）を通じて、会員に告示しなければならない。この時、代議員選挙における地方支部区の定数ならびに役員選挙における所属区分別および属性別定数を明らかにする。また、必要に応じて予備的告示を行うことができる。

２　代議員選挙における全国区の所属区分別定数は付表に掲げるとおりとする。また、地方支部区の定数は選挙規則第４条第３項に基づき定め、小数点以下は四捨五入する。四捨五入により地方支部区に割り当てられた１００名より数が増減する場合はこれを許容し、全国区の代議員数から相殺する。

３　選挙管理委員会は告示に先立ち、当該年度の代議員および役員の選挙に関し、選挙日程、その他必要事項の確認と決定を行い、当該選挙の実施概要として執行理事会に提示し、承

認を受ける。

（代議員の立候補届および受理）

第６条　代議員に立候補する正会員は、次に定める参考事項を記した立候補届を、期日までに、所定の立候補システムを用いて電磁的方法により選挙管理委員会に提出しなければならない。

（１）全国区・地方区の別

（２）自薦・他薦の別

（３）立候補者氏名

（４）所属する組織等（大学・会社等の名称）

（５）所属区分

（６）他薦の場合は推薦者氏名

（７）立候補の抱負または推薦文

（８）立候補者名簿への属性の表示の意思

２　他薦による立候補者の場合は、本人の承諾書を添付するものとする。

３　全国区の代議員立候補者のうち、会長・副会長の立候補の意思があるものは、第１項の立候補届にその意思表示を行うものとする。また、参考書類として所定の書式によるマニフェストを添付しなければならない。

４　立候補届の受付期限内であれば書類の差し替え、修正は随時できるものとする。

第７条　選挙管理委員会は、立候補届の内容および添付書類を確認し、立候補者本人に受理書を発行する。届出内容等に明らかな不備が認められる場合には、速やかに確認を行い、修正を求める。

（代議員立候補者名簿および参考書類の開示）

第８条　選挙管理委員会は、立候補受け付け終了後、速やかに立候補者名簿を作成し、投票の有無を確定させる。

２　選挙管理委員会は、立候補者名簿および参考書類を正会員に送付し、ニュース誌等においても開示する。

（代議員選挙の選挙活動）

第９条　選挙管理委員を除く代議員立候補者および正会員は、定められた期間内に限り選挙活動を行うことができる。選挙活動は、公正かつ適切な範囲で行い、倫理綱領に照らし節度あるものでなければならない。

２　行き過ぎた選挙活動や選挙活動により問題が生じた場合、または会員からの訴えがあった場合は、選挙管理委員会が真偽の確認および調査を行い、理事会に報告して解決を図る。

（代議員選挙の投票）

第１０条　投票権は正会員１名につき１個とし、投票は定められた期間内に所定の投票システムを用いて電磁的方法により行うものとする。ただし電磁的方法による投票が難しい場合は、

郵送により投票することができる。郵送による投票を希望する場合は、その旨を選挙管理委員会に申し出て、所定の投票用紙と封筒を用いて定められた期間内に投票を行うものとする。なお、投票は定数以内の連記制とする。

（代議員選挙の開票および結果の開示）

第１１条　選挙管理委員会は、投票期間終了後、開票立会人の立ち会いのもとで速やかに開票を行い、選挙規則に則り当選者を決定する。

２　選挙管理委員会は、開票結果を総会報告書として作成し、立候補者に通知する。また、ニュース誌等により速やかに会員に開示する。

（役員選挙の告示）

第１２条　選挙管理委員会は、代議員選挙の結果に基づく理事と監事の選挙の実施概要を、全代議員当選者に告示し、ニュース誌等においても開示する。なお、実施概要には選挙規則第５条第４項に定める所属区分別および属性別定数を含める。

２　所属別および属性別定数は選挙実施年度の８月１日時点における正会員の構成比に従い以下に示す手順に従い決定する。

（１）所属別定数の合計数は２６名とする。

（２）学生を除く所属区分別定数は選挙規則第５条第４項に則り比例配分し、小数点以下は四捨五入することとする。四捨五入により所属区分別定数に割り当てられた２６名より数が増減する場合はこれを許容し、これ以外の当選者数から相殺する。

（理事の立候補届）

第１３条　理事選挙の被選挙人は、地方支部区選出理事は当該支部区選出代議員当選者の立候補者に限り、選挙人は当該支部区選出の代議員当選者とし、全国区理事は全国区選出代議員当選者の立候補者に限り、選挙人は地方支部区および全国区選出の全代議員当選者とする。

第１４条　理事に立候補する代議員当選者は、次に定める参考事項を記した立候補届を、期日までに、所定の立候補システムを用いて電磁的方法により選挙管理委員会に提出しなければならない。

（１）自薦・他薦の別

（２）立候補者氏名

（３）所属する組織等（大学・会社等の名称）

（４）所属区分

（５）他薦の場合は推薦者氏名

（６）立候補の抱負または推薦文

（７）立候補者名簿への属性の表示の意思、属性が重複する場合はその優先順位

２　他薦による立候補者の場合は、本人の承諾書を添付するものとする。

（監事の立候補届）

第１５条　監事の選挙は、選挙規則第５条第６項に従い、代議員当選者以外の正会員から１名、

理事会推薦者（会員外）から１名を選出する。

２　監事に立候補する正会員は、次に定める参考情報を記した立候補届を、期日までに、所定の立候補システムを用いて電磁的方法により選挙管理員会に提出しなければならない。

（１）自薦・他薦の別

（２）立候補者氏名

（３）所属する組織等（大学・会社等の名称）

（４）推薦者氏名

（５）立候補の抱負または推薦文

３　理事会推薦候補者および他薦の場合は、本人の承諾書を添付するものとする。

（役員選挙立候補届の受理）

第１６条　選挙管理委員会は、立候補届の内容を確認し、立候補者本人に受理書を発行する。届出内容に明らかな不備が認められる場合には、速やかにその確認をおこない、修正を求める。

（役員立候補者名簿の開示）

第１７条　選挙管理委員会は立候補受け付け終了後、速やかに立候補者名簿を作成し、投票の有無を確定させる。

２　選挙管理委員会は、立候補者名簿および参考書類を全代議員当選者に送付し、ニュース誌等においても開示する。

（役員選挙の選挙活動）

第１８条　選挙管理委員を除く役員立候補者および正会員は、定められた期間内に限り選挙活動を行うことができる。選挙活動は公正かつ適切な範囲で行い、倫理綱領に照らし節度あるものでなければならない。

２　行き過ぎた選挙活動や選挙活動により問題が生じた場合、または会員からの訴えがあった場合は、選挙管理委員会が真偽の確認および調査を行い、理事会に報告して解決を図る。

（役員選挙の投票）

第１９条　投票権は代議員当選者１名につき１個とし、投票は定められた期間内に、所定の投票システムを用いて電磁的方法により行う。ただし電磁的方法による投票が難しい場合は、郵送により投票することができる。郵送による投票を希望する場合は、その旨を選挙管理委員会に申し出て、所定の投票用紙と封筒を用いて定められた期間内に投票を行うものとする。なお、投票は定数以内の連記制とする。

（役員選挙の開票および結果の開示）

第２０条　選挙管理委員会は投票期間終了後、開票立会人の立ち会いのもとで速やかに開票を行い、選挙規則に則り当選者を決定する。

２　当選者の決めるときは、まず所属区分別に得票数の多いものを定数まで当選させ、次に属性別当選者を決める。このとき、所属区分別当選者の中に、属性を表明した立候補者が

含まれ、かつその数が属性別定数を下回った場合はその属性の候補者を優先して定数まで当選させる。ただし、属性が重複する立候補者については、立候補の時点で立候補者が表明した優先順位に基づく。また、立候補者が表明しない属性については当選者の決定に用いてはならない。

３　開票結果を総会報告書として作成し、立候補者に通知する。また、ニュース誌等により速やかに会員に開示する。

（選挙に対する異議申し立て）

第２１条　代議員および役員選挙の結果に対する会員からの異議申し立ては、選挙管理委員会に対して行う。

２　選挙管理委員会は、異議申し立ての内容を確認、調査し、申立人との間で解決を図る。申立人が納得しない場合は、当該案件を総会の報告事項に加え、総会の決議に従うものとする。

（選挙結果の承認）

第２２条　選挙管理委員会は、選挙結果を総会に報告し、代議員および役員選任の承認を得なければならない。

（代議員および役員の欠員）

第２３条　何らかの理由により、代議員および役員の任期中に欠員が生じた場合でも、選挙規則第５条第９号、１０号および１１号に基づき補充選挙は行わない。

（附　則）

・本細則は２００９年６月３０日から施行する。
・２０１２年１２月１日　一部改正
・２０１４年４月５日　一部改正
・２０２３年６月３日　一部改正

付表　最低充足数全国区（第５条および第１２条関係）

所属区分	備考	代議員	理　事
大学	大学付属博物館を含む	１２名	２４名※
小中高	教育センター等を含む	１２名	
官公庁等	行政法人，博物館等を含む	１２名	
会社	社団，財団，ＮＰＯ法人等を含む	１２名	
学生	学部生および大学院生に限る	４名	２名

※本細則第１２条第２項により、所属区分別定数を決定する。